

## 高額介護サービス費について

介護保険サービスを利用した1ヶ月間の費用の利用者負担額（1割または2割）が、一定の上限金額（下記参照）が設けられています。上限額を超えた場合には、羽曳野市から「高額介護サービス費支給のお知らせ」を送付しますので申請し、超過した額の払い戻しを受けることになります。

平成29年8月以降、世帯のどなたかが市町村民税を課税されている方の月の上限額が37,200円（月額）から44,400円（月額）に引き上げられました。

対象となる方	平成29年7月までの上限（月額）	平成29年8月からの負担の上限（月額）
現役並み所得者に相当する方がいる世帯の方	44,400円（世帯）	44,400円（世帯）※
世帯のどなたかが市町村民税を課税されている方	37,200円（世帯）	44,400円（世帯） ※同じ世帯の全ての65歳以上の方（サービス利用していない方を含む。）の利用者負担割合が1割の世帯に年間上限額（446,400円）を設定
世帯の全員が市町村民税を課税されていない方	24,600円（世帯）	24,600円（世帯）
前年の合計所得金額と公的年金収入額の合計が年間80万円以下の方等	24,600円（世帯） 15,000円（個人）	24,600円（世帯） 15,000円（個人）※
生活保護を受給している方等	15,000円（個人）	15,000円（個人）

変更

※「世帯」とは、住民基本台帳上の世帯員で、介護サービスを利用した方全員の負担合計上限額を指し、「個人」とは介護サービスを利用したご本人の負担の上限額を指します。